

別記様式（第 14 条関係）

附属機関等会議録

令和 5 年 8 月 4 日

会 議 の 名 称	令和 5 年度 第 50 回 島 田 市 諏 訪 原 城 跡 整 備 委 員 会
開 催 日 時	13 時 45 分から 令和 5 年 8 月 3 日 (木曜日) 15 時 30 分まで
開 催 場 所	第三委員会室南、国指定史跡 諏訪原城跡
会 議 の 議 題	《開会》 《観光文化部長あいさつ》 《報告事項》 ● 令和 5 年度 諏訪原城跡事業計画について 《協議事項》 ● 令和 5 年度 史跡整備（園路）事業について ● 今後の諏訪原城跡 整備スケジュールと保存活用計画について 《現地視察》
会議の公開又は全部若しくは一部の非公開の別	☐ 公開 ・ 非公開（ ☐ 全部 ・ ☐ 一部 ）
会議の全部又は一部の非公開の理由	
公開の場合の傍聴人の数	0 人
出席者の氏名等	整備委員：小和田委員長、三浦副委員長、前田委員、加藤委員、鈴木観光文化部長 アドバイザー：大谷班長（県文化財課） 事務局：松下課長、萩原係長、飯塚主任、坂巻学芸員、山寄主事
会 議 の 結 果	《開会》 《観光文化部長あいさつ》 ・ 諏訪原城跡整備委員会は、今回の開催で通算 50 回目となる。委員の皆さんには、長い間ご協力いただき、感謝している。 ・ 諏訪原城跡の整備については、時間はかかっているが着実に進んでいる。 ・ 認知度を上げるためのイベント等も積極的に行われるようになってきている。 ・ 今年は築城 450 周年であり、大河ドラマの影響もあり、来場者数が増加している。 ・ 今後も、整備事業・教育普及活動・イベント等にも力を入れて、益々盛り上げていきたい。 《報告事項》 ● 令和 5 年度 諏訪原城跡事業計画について 1. 史跡整備関係 (1) 諏訪原城跡史跡整備事業 ・ 二の曲輪北馬出付近園路の史跡整備を実施してい

る。

- ・今年度の工事は、9月に入札を実施し、来年の1月末には終了する予定。

(2) 大手曲輪の取り扱いについて

- ・大手曲輪の茶畑の関係者との協議及び、平成4年度に策定した保存管理計画を見直していきたい。

2. 諏訪原城の活用・プロモーションについて

(1) 諏訪原城の活用及び教育普及活動

① 諏訪原城応援隊によるイベント（チャンバラ合戦）

- ・令和5年7月31日（月）に、諏訪原城跡で春風亭昇太氏を隊長とした諏訪原城応援隊による合戦イベントを実施した。

② 諏訪原城築城450年記念シンポジウム

- ・令和5年12月10日（日）に、諏訪原城跡整備委員会委員によるシンポジウムを実施する。

③ お城EXPO参加

- ・令和5年12月16日（土）・17日（日）に横浜市にて開催されるお城EXPOに参加する。

④ 諏訪原城記念日での限定御城印の販売

- ・令和5年8月24日（木）に、牧野城御城印を一日限定で販売する。

⑤ 諏訪原城跡パンフレット増刷

⑥ 諏訪原城ビジターセンターでの展示コーナーの活用

⑦ 諏訪原城に関する出前授業や小中学校の社会科見学の対応

その他 博物館係担当

- ・第91回企画展「築城450記念 諏訪原城」開催
令和5年7月1日（土）～9月24日（日）
- ・諏訪原城応援隊によるイベントの開催
令和5年7月30日（日）

3. その他

(1) 諏訪原城跡周辺基盤整備事業

- ・総曲輪及び旧東海道集落ゾーンの茶畑の基盤整備事業が進んでいる。
- ・H4年度に保存管理計画の基準と区分図が策定されたが、現状にそぐわないため、見直しが必要である。

(2) しずおか遺産の認定に向けて

- ・静岡県が主体的に実施している事業。
- ・今川文化をテーマに、焼津市・藤枝市との広域連携を視野に入れ、今年度中に申請する。
- ・島田市としては、今川氏に関係のある諏訪原城

跡、野田城、慶寿寺等を申請する予定。

(3) N P O 法人 里山仕事しょんた塾による環境整備事業

- ・平坦な曲輪等の枯木及び倒木の整理を実施する

(4) 金谷退職者福祉共済会の市内団体による環境整備事業

- ・二の曲輪等の除草作業を実施する。

(委員からの意見)

- ・昨年度認定されたしずおか遺産には、城跡が一つも無かった。そのため、今年度には城跡が認定されて欲しい。

《協議事項》

●令和5年度 史跡整備（園路）事業について

- ・担当の土木技師に現地確認と単価入れ替えを頼んだところ、現地の地形の高低差が激しく、これまでの工法で舗装をすると、流れてしまう可能性がある。そのため、もう一度測量を行い、舗装の方法を改めた方がよいが、現地で委員からの指導をいただきたい。

●今後の諏訪原城跡整備スケジュールと保存活用計画について

- ・現在の計画では、令和21年度まで諏訪原城の整備事業計画を作成している。
- ・文化庁から、保存活用計画の策定と整備計画の見直しをするように指導があった。そのため、令和7年度に島田市全体の文化財の保存活用地域計画の認定を目指している。その後に、個々の文化財の計画を策定していくため、令和9・10年度に保存活用地域計画を策定し、令和11年・12年度に整備基本計画の見直しを行う。
- ・保存活用計画の目次案については、文化庁から指針が出ており、その指針及び近隣の城の保存活用計画を参考に作成している。
- ・今回の委員会で目次案が承認された場合、次回の委員会で第3、4章の内容について協議したい。
- ・第3章の「諏訪原城の本質的価値」については、
 - ① 城跡の本質的価値を構成する要素
 - ② 城跡の本質的価値と関連する要素
 - ③ その他の要素の3つに分類される。

(委員からの意見)

- ・委員から、②「地理的なもの」に“国境”という項目を入れたらいかかという意見があったが、他の委員から、物理的に残っているものを具体的に表記したほうがよいので、“国境”という遺構等がないものはふさわしくないの

	ではという回答があった。 ・出土遺物は動産なので、②に該当しない。基本的には不動産が該当する可能性がある。 ・①～③の要素はよく変わる。③のその他の要素は、将来必要のない施設を示す。トイレ等は将来必要あるので、③ではない可能性がある。他市がどのように分類しているのか調査すること。 ・②に分類されるものは直接関係ないが、その史跡の本質的価値を高める要素や準ずる要素。 例) 東海道 ・近代に加わった新しい要素があるのではないか。例えば、諏訪原城には直接必要ないが、今後にも必要な要素として、諏訪神社等も含まれるのではないか。 ・史跡の保存、活用について有益なものとして、復元建物が挙げられる。 ・史跡の活用に関して必要なものとして、トイレ・案内板・休憩所が挙げられる。 ・ゾーニングも必要になってくる。史跡以外の部分についても書く必要があるので、そこをどうするか検討しておく必要がある。 ・歴史的価値だけでなく、文学に取り上げられるといった、社会的価値・観光的価値なども含めているところもある。 ・出土遺物について全く書かないのではなく、どこかに明記しておく必要がある。 ・掛川城など、廃城になったあとのことも記載している。 ・もう一度、モデルケースなどを参考にしつつ、内容について考慮し直す必要もある。 《現地視察》 ●令和５年度 史跡整備（園路）箇所にて （委員からの意見） ・三日月堀の淵が一番低くなっており、総曲輪方面の高い部分は削っても遺構面に達することはない。そのため、高い部分を削って低い部分に土を移動し、均した上で園路整備をしても問題ないと考えられる。 ・三日月堀の壁面に土が流れ落ちることは防ぎたいので、三日月堀側を少し高めに盛り土をし、水が総曲輪方面に流れるように設計するべき。 ・場合によっては、現在の管理用道路を変更する必要がある。
会議を所管する課の名称	島田市観光文化部博物館課
その他必要な事項	